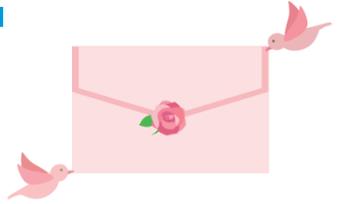


阿見町消費生活センター

だより News from Ami Consumer Affairs Center



プラス[+]から始まる国際電話番号が届く特殊詐欺が急増



例えば…

+1312345678

+44698765432



このような電話がかかってきても

電話に出ない

折り返し電話をかけない

こんな相談がありました

事例1 意図しないサブスク契約(月額定額料金制サービス契約)

クレジットカードの請求内容を確認するためクレジット会社のアプリをネット検索した。表示されたアプリをダウンロードし、メールアドレス、クレジットカード番号等の個人情報を入力した。しかし、知らない海外の動画配信サービスに登録したようで5日間無料後、キャンセルしなければ月額7,500円ほどの請求が継続される契約になっていた。



ここに注意!

海外事業者の広告の中にはデザイン等で勘違いさせ、消費者に認識させないままサブスク契約に誘導しているものがあります。



アドバイス

- ・自身の登録しようとしているサイトの手続きで間違いがないか、入力・登録ボタン等をクリックする前によく確認しましょう。
- ・越境消費者センター(海外の事業者との間での取引でトラブルにあった消費者のための相談窓口)のホームページに解約申し出文(英文・ひな型)が用意されているので参考にしてください。

事例2 その警告画面は偽物! サポート詐欺に注意

パソコンでインターネットを利用中に突然警告音が鳴り「ウイルスに感染した」と警告画面が表示された。大手ソフトウェア会社の電話番号が表示されたので電話をすると「遠隔操作で復旧させるのにサポート契約が必要、コンビニで電子マネーを購入してくるように」と言われた。コンビニで電子マネーを購入し、番号を入力した。



ここに注意!

突然の警告画面に慌てて相手の要求に応じてしまうと様々な理由で何度も電子マネーの購入を要求される可能性があります。



アドバイス

- ・慌てずまずはパソコンの音量を「ゼロ」にしましょう
- ・画面に表示された連絡先には絶対に連絡しないようにしましょう

※警告画面の消去方法等の相談先
独立行政法人情報処理推進機構 (IPA)
情報セキュリティ安心相談窓口 TEL 03(5978)7509

不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに消費生活センターに相談してください。

相談専用電話【相談無料・秘密厳守】
阿見町消費生活センター

〈役場3階〉

相談受付 月曜日～金曜日
午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)



〈相談専用電話〉☎029-888-1871

消費者ホットライン

土日祝日は…

国や県等に繋がる消費者ホットラインをご利用下さい

☎188〈イヤヤ泣き寝入り〉

SNS をきっかけとした投資詐欺が急増！

SNS上で投資の勧誘を受けたら、まずは疑って！

- SNSに有名投資家の姪からメッセージが届いた…
「絶対に負けない投資家を知っていて自分も儲かった」という有名投資家の姪から勧められてFX投資を始めたが、連絡が取れなくなった。
- 有名経済評論家主催の投資相談のSNS広告が表示された…
メッセージアプリに登録したら評論家のアシスタントから投資話を持ちかけられ口座に振り込みをした。利益を引き出そうといったら高額な費用を請求された。



- ・ SNSでの投資話、SNSでしかやりとりしない相手は信用しないでください。
- ・ 投資資金の振込先に個人名義の口座を指定された場合、それは詐欺です。振り込まないでください。
- ・ 被害回復が難しいため、安易に投資資金を振り込むことは控えましょう。
- ・ 少しでも不審に思ったら、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。

茨城県内におけるSNS型投資詐欺の認知状況 (暫定値)

認知件数：70件

被害額：17億2,966万6千円

(令和6年1月1日から6月30日まで/茨城県警察ホームページより抜粋)

まだ続いています！阿見町のこんな相談・・・

【通信販売…思わぬ定期購入】

<p>SNS 閲覧中…</p> <p>この女優さんが使っている化粧品が「お試し価格」で買える！ お値段もお手頃 980 円。</p>	<p>半月後…</p> <p>まだ使っていないのに同じものが届いた！しかも高い!! なんで～。 12,800 円 請求されている。?</p>
<p>頼んでもいないのに同じものが届くなんて間違いよね。着払いで返品しましょう。</p>	<p>1か月後…</p> <p>えっ！督促状がきてる～しかも、また同じ商品が届いた～。どうしよう。 定期購入になっているって。</p>

黙って返品しても解約にはなりません!!

◎ 定期購入だと気が付かないのはなぜでしょう？

- ・ 定期購入であることや解約・返品に関する条件が書かれている字が小さすぎたり、離れたところに記載があったりと気が付かないことも多いです。

◎ ほかにこんなトラブルがあります

- ・ 解約の電話がつかない
- ・ 初回分のみで解約をする場合、初回お試し価格と通常価格の差額を払うと言われる (上の事例は 12,800 - 980 = 11,820 円)
- ・ そもそも届いた商品のキャンセルには応じない など多くのトラブルがあります

◎ どんなことに注意すればよいのでしょうか？

- ・ インターネット通販を利用する際は、注文を完了する前に購入条件や解約・返品に関する条件など利用規約をしっかりと確認しましょう。最終確認画面はスクリーンショットを撮ったり、印刷したりして保存しておきましょう。